

納税確認の電子化 Q&A

【納税確認の電子化1】

納税確認の電子化とは何ですか。

車検時に納税証明書（継続検査用）の提示により確認している自動車税の納税情報について、運輸支局が都道府県に対して、電子的に納税情報を照会する方法により納税確認を行う制度です。

これにより、納税証明書の添付を省略して、車検を更新することができます。

【納税確認の電子化2】

納税確認の電子化のメリットは何ですか。

納税証明書を紛失した場合、従前は道に納税証明書の再交付手続きをしなければならず、特に郵送の場合、再交付するまで1週間程度の時間を要しておりましたが、納税確認の電子化により、再交付手続きを行わなくても、運輸支局において電子的に納税確認を行う方法により、車検を更新することができます。

【納税証明書1】

納税証明書は廃止されるのですか。

当分の間、納税通知書を送付する際に納税証明書用紙を添付しますので、従前どおり、運輸支局に納税証明書を提示する方法により車検更新することができます。

【納税証明書2】

納税証明書は不要となるのですか。

納税確認の電子化により、納税証明書の提示を省略して車検を更新することができますが、納税証明書自体が廃止されるわけではなく、従前どおり、納税証明書を提示する方法でも車検を更新することができます。

また、車検代行業者等に車検更新を依頼する場合、納税証明書を今までどおり添付すれば業者の事務処理もスムーズに行うことができますので、大切に保管してください。

【納税証明書3】

クレジットカードで納付後、すぐに車検更新できますか。

運輸支局において納税情報を確認できるまで、3～4日程度かかるため、納付後、直ちに車検を更新される場合は、クレジットカード納税は利用せず、納税証明書が添付された自動車税納税通知書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

【納税証明書4】

金融機関やコンビニエンスストアで納付後、すぐに車検更新できますか。

運輸支局において納税情報を確認できるまで、納付後1週間から10日程度かかるため、納付後すぐに車検の更新を行う場合は、従前どおり納税証明書の提示により車検を受けていただくことになります。このため、納税証明書は大切に保管してください。

【納税証明書5】

納税証明書（継続検査用）の再交付はできますか。

納税確認の電子化により、車検時における納税証明書の提示を省略することができるようになりますので、現在、納税証明書を紛失した場合に行う納税証明書の再交付手続は不要になります。このため、原則として再交付はしません。

【納税証明書6】

車検の代行を引き受けたが、納税確認はどうすればいいですか。

車検の代行を受ける場合は、領収証書などにより納税者が納税したことを確認の上、運輸支局において電子的に納税確認を行う方法により車検更新手続していただきますようお願いします。

また、納税者が納税したことを確認できない場合は、従前と同様、電話等により対応することになりますが、繁忙時期についてはすぐに回答できない場合がありますのでご理解願います。